

「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定基準

- この基準は、「安心、安全、正直」な信州の温泉表示認定制度要綱第2条の規定に基づき、「安心、安全、正直な信州の温泉」の品質確保のための情報開示に関する指針に基づく温泉表示の認定の基準について定めるものとする。
- 認定を行なうための表示項目は、別表1のとおりとし、該当する全ての項目を表示するとともに、各項目の認定基準欄に掲げる基準を満たすものとする。
なお、表示形式は別紙様式1によるものとし、別に示す記載要領に基づき適切に記載するものとする。
- 2に掲げるほか、掲示場所等に係る基準は別表2のとおりとする。

(別表1) 表示項目

表示項目		認定基準
利用する源泉の状況	源泉名	
	(ア) 源泉名	
	(イ) 自家源泉か共有源泉かの別	
	温泉のゆう出地	
	(ア) ゆう出地住所	
	(イ) ゆう出地から利用施設までの引湯距離	
	ゆう出量 L/分	
ゆう出形態	(ア) 自然ゆう出、掘削自噴、動力揚湯の別	
	(イ) 掘削の場合の深度	
利用する浴槽の温泉の状況	浴槽の種類とその状況	
	(ア) 各浴室ごとに浴槽の数及び浴槽ごとの容量	
	(イ) 温泉以外の浴槽の有無及びその状況	
	(ウ) 浴用剤の使用の有無及びその状況	
	引湯の状況	
	(ア) 源泉や共同貯湯施設から引湯する場合	(ア)(イ)いずれか該当する項目を記載すること。
	a 引湯方法	
	b 引湯量	
	(イ) タンクローリーやポリタンクで温泉を搬送する場合	
	a 搬送量	
	b 搬送頻度	
	加温・加水の状況	
	(ア) 加温の有無及びその状況	
	a 加温の有無	
	b 加温の状況	
c 加温の理由		
(イ) 加水の有無及びその状況		
a 加水の有無		
b 源泉率(%)		
c 加水しているものの種類		
d 加水の理由		
循環、かけ流しの状況及び循環の場合はその理由		

表示項目		認定基準
利用する浴槽の衛生管理の状況	換水の状況	<p>「公衆浴場における衛生等管理要領」に準拠していること。 ただし、レジオネラ属菌の検査については、以下のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・塩素消毒をし、毎日完全換水型の場合…年1回以上 ・塩素消毒をし、連日使用型の場合…年2回以上 ・塩素消毒以外の場合 <p>…年4回以上 (塩素消毒をしない理由を明記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殺菌処理をしていない場合 …毎日完全換水及び清掃をし、年6回以上 <p>(殺菌処理をしない理由を明記) レジオネラ検査は、浴槽ごと</p>
	(ア) 換水の頻度	
	(イ) 換水の程度	
	浴槽の清掃の状況	
	(ア) 浴槽の清掃の頻度	
	(イ) その他	
	殺菌処理の実施の有無及びその状況	
	(ア) 殺菌処理の有無	
	(イ) 殺菌処理の方法	
	(ウ) 殺菌処理の理由	
レジオネラ属菌の検査状況		
(ア) 検査頻度		
(イ) 検査結果表(分析結果)の掲示		
温泉の成分分析の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・当面、申請時の浴槽の湯口における分析は義務付けないが、認定後1年以内に循環・かけ流し、加温・加水等の異なる形態ごとに代表的な浴槽の湯口における分析を義務付ける。 ただし、H18.4.1以降の申請については、湯口における分析を義務付ける。 湯口における検体の採取は、完全換水時に新たに浴槽に注入する湯を採取して行なうものとする。 ・新規は申請前10年以内、更新は申請前5年以内の分析であること。
(ア)温泉分析に係る温泉の採取場所		
(イ)温泉分析書の分析時期		
(ウ)温泉分析書の掲示		

【公衆浴場における衛生等管理要領】

換水及び清掃 毎日完全換水し、清掃これにより難しい場合は1週間に1回以上は定期的に完全換水し、清掃

殺菌処理 浴槽水の消毒については、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、通常0.2～0.4mg/L程度とする
なお、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン殺菌、光触媒等の消毒方法を採用する場合は塩素消毒を併用する等適切な衛生措置を講ずる

レジオネラ検査 毎日完全換水型の場合、1年に1回以上、連日使用型の場合、1年に2回以上(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合、1年に4回以上)

(別表2) その他(掲示場所・浴室内の浴槽の状況等)

項目	内容	認定基準
掲示場所	掲示場所は何処になっているか	利用者の見やすい場所に掲示されていること。
	温泉利用許可のある浴槽を有している浴室ごと(更衣室でも可)に掲示が行なわれているか	
	施設全体の入り口など入館者が見やすい場所に掲示が行なわれているか	
浴室内の浴槽の状況等	浴室内に温泉以外の浴槽を有している場合、配置図あるいは浴槽の近くなどにその旨の表示をするなど、浴槽が特定できるようになっているか	浴室内に温泉以外の浴槽を有している場合は、どの浴槽が明確にされていること。
	浴用剤を使用している浴槽がある場合、配置図あるいは浴槽の近くなどにその旨の表示をするなど、浴槽が特定できるようにになっているか	浴室内に浴用剤を使用している浴槽がある場合は、どの浴槽が明確にされていること。
	浴室内の各浴槽で、加温・加水、循環・かけ流しなど管理形態が異なる場合、どの浴槽がどの形態か判別できるように明示されているか。	管理形態が異なる場合は、どの浴槽が明確にされていること。